

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：8件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補助海水ポンプ（C）モータの点検時、冷却水配管及びサポートに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
2	3号機	廃棄物処理系計器点検時、床ドレン廃スラッジサージポンプ吸込圧カスイッチに動作不良（固着）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
3	3号機	共用所内ボイラ使用前事業者（社内）検査時、ユニオン部にリーク及び弁シートリークが認められたため、当該ユニオン部及び弁を修理	D	
4	3号機	所内ボイラ給水タンク水位調整弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	6号機	所内ボイラ給水ヒドラジン注入ポンプストローク制御器において、制御不良が認められたため、当該計器を点検・校正	D	
6	6号機	低圧炉心スプレイ系モータ油面計において、下部バルブグランド部よりにじみが認められたため、当該グランド部を点検・調整	D	
7	6号機	ほう酸水注入系ポンプ（B）出口安全弁において、フランジ部よりにじみが認められたため、当該フランジ部を点検・修理	D	
8	集中環境施設	低電導度ドレン系クラッド移送ポンプ吐出圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・校正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。  
電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで